

## 【国の基準による訪問型サービス】

## A 2 つくばみらい市訪問型サービス（独自）サービスコード表（平成27年4月1日以降指定）

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目			合成 単位数	算定単位
A 2 1111	訪問型独自サービス I	イ 訪問型サービス費（独自） (I)	事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 1,172単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1,172	1月につき
A 2 1114	訪問型独自サービス I・同一		事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 39単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	39	1月につき
A 2 2111	訪問型独自サービス I 日割	ロ 訪問型サービス費（独自） (II)	事業対象者・要支援1・2（週2回程度） 2,342単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2,342	1月につき
A 2 2114	訪問型独自サービス I 日割・同一		事業対象者・要支援1・2（週2回程度） 77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	77	1月につき
A 2 1211	訪問型独自サービス II	ハ 訪問型サービス費（独自） (III)	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） 3,715単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	3,715	1月につき
A 2 1214	訪問型独自サービス II・同一		事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） 122単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	122	1月につき
A 2 2211	訪問型独自サービス II 日割	二 訪問型サービス費（独自） (IV)	事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 267単位 ※1月の中で全部で4回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	267	1回につき
A 2 2214	訪問型独自サービス II 日割・同一		事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 271単位 ※1月の中で全部で4回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	271	
A 2 1321	訪問型独自サービス III	ホ 訪問型サービス費（独自） (V)	事業対象者・要支援1・2（週2回を超える程度） 271単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	271	
A 2 1324	訪問型独自サービス III・同一		事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） 286単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	286	
A 2 2321	訪問型独自サービス III 日割	ヘ 訪問型サービス費（独自） (VI)	事業対象者・要支援1・2（週2回を超える程度） 166単位 ※1月につき22回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	166	
A 2 2324	訪問型独自サービス III 日割・同一		事業対象者・要支援1・2（週2回を超える程度） 149単位 ※1月につき22回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	149	
A 2 2411	訪問型独自サービス IV	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 15% 加算			1月につき
A 2 2414	訪問型独自サービス IV・同一		所定単位数の 15% 加算			1月につき
A 2 2511	訪問型独自サービス V	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 15% 加算			1月につき
A 2 2514	訪問型独自サービス V・同一		所定単位数の 10% 加算			1月につき
A 2 2621	訪問型独自サービス VI	ト 訪問型サービス費（独自） (短時間サービス)	所定単位数の 10% 加算			1月につき
A 2 2624	訪問型独自サービス VI・同一		所定単位数の 10% 加算			1月につき
A 2 1411	訪問型独自短時間サービス	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 5% 加算			1月につき
A 2 1414	訪問型独自短時間サービス・同一		所定単位数の 5% 加算			1月につき
A 2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算			1月につき
A 2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 5% 加算			1月につき
A 2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 5% 加算			1月につき
A 2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の 5% 加算			1月につき
A 2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算			1月につき
A 2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 5% 加算			1月につき
A 2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 5% 加算			1月につき
A 2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算			1月につき
A 2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算			1月につき
A 2 4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき	
A 2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算 I	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I) (2)生活機能向上連携加算(II)	100単位加算 200単位加算	100 200	
A 2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算 II	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) (2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の137/1000 加算 所定単位数の100/1000 加算		
A 2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I		(3)介護職員処遇改善加算(III) (4)介護職員処遇改善加算(IV)	所定単位数の55/1000 加算 所定単位数の 90% 加算		
A 2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(5)介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		
A 2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の63/1000 加算		
A 2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の42/1000 加算		
A 2 6275	訪問型独自サービス処遇改善加算 V					
A 2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I					
A 2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II					